					終改正日(令和7年10月29日)
製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
フグ	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。	魚種鑑別	_	フグの種類の鑑別を行うこと。	有毒フグが混入しているおそれがあるため。
キャッサバ及びその加工品 (でんぶんを除く。)	_	シアン化合物	別表1の3によること。	平成14年11月21日付け食基発第1121002号及び食 監発第1121002号別添「タピオカでん粉中のシアン 化合物試験法」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
シアン化合物含有豆類	_	シアン化合物	別表1の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあ るため。
炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品	BROADTECH CHEMICAL INTERNATIONAL CO.,LTD.が製造し た炭酸水素アンモニウムに限る。	メラミン	別表1の2によること。	平成20年10月2日付け食安監発第1002003号「食品中のメラミンの試験法について」によること。	メラミンが使用されているおそれがあるた め。
ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するもの に限る。)	_	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	_	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のも の)タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。		ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添 「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O 111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されている おそれがあるため。
チリペッパー及びレッドペッパー	_	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するもの に限る。)	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
アーモンド、くり、ピスタチオナッツ、ヘーゼ ルナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
乾燥いちじく	_	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
ピスタチオナッツ	-		kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 しているおそれがあるため。
			(2)(1)以外のものについては、別表2によること。		
乾燥いちじく、乾燥りんごを含む食品	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
養殖えび(ブラックタイガー(ウシエビ)を除 く。)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	フラゾリドン	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれがある ため。
アムラ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	モノクロトホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるモノクロトホス が検出されるおそれがあるため。
	フグ キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。) シアン化合物含有豆類 炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品 ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するもの に限る。) 落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。) 非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。) ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のも の)タイプのナチュラルチーズ(注3) ナチュラルチーズ チリペッパー及びレッドペッパー ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するもの に限る。) アーモンド、くり、ピスタチオナッツ、ヘーゼ ルナッツを含む食品 乾燥いちじく ・ ロック・オー・ツック・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。 ヤャッサバ及びその加工品 (でんぶんを除く。) シアン化合物含有豆類 一 炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品 NTERNATIONAL CO.LITD.が製造した炭酸水素アンモニウムに限る。 ビスタチオナッツ及びその加工品 (ドスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。) 著花生をびその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。) 非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。) ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズ(注3) ガナュラルチーズ 以適指示する製造者で製造されたものに限る。 ナチュラルチーズ (に図る。) デリペッパー及びレッドペッパー ビスタチオナッツ及びその加工品 (ビスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。) デーモンド、くり、ビスタチオナッツ、ヘーゼ ルナッツを含む食品 乾燥いちじく を燥いちじく が燥いちじく 対途指示する製造者で製造されたものに限る。 別途指示する製造者で製造されたものに限る。 ・ に限る。 別途指示する製造者で製造されたものに限る。 ・ に限る。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	フグ 現場検査の結果、異種フグが発見されたのに限る。 無種鑑別 キャッサバ及びその加工品 (でんぶんを除く。) - シアン化合物 シアン化合物を有豆類 - シアン化合物 炭酸酸水素アンモニウム及びこれを含む食品 皮酸酸水素アンモニウム及びこれを含む食品 (アメタチオナッツを30%以上含有するもの に限る。) BROADTECH CHEMICAL INTERNATIONAL CO.,LTD.が製造し 皮酸酸水素アンモニウムに限る。 メラミン シアシト、ショ、G,及びGの総 和り 業化生及びその加工品 (アメタチオナッツを30%以上含有するものに限る。) - 総アプラトキシン(アフラトキン) シアリア・モノサイトダネス 非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。) 別途指示する製造者で製造されたもの に限る。 リステリア・モノサイトダネス ナナュラルチーズ (おの。) 別途指示する製造者で製造されたもの に限る。 脚帯でよる製造者で製造されたもの に限る。 総アプラトキシン(アフラトキン) シアラトキシン(アフラトキン) トリ、B, G, 及びGの総 和り ビスタチオナッツを30%以上含有するもの に限る。 ー 総アプラトキシン(アフラトキン) トリ、B, G, 及びGの総 和り を嫌いらじく ー 総アプラトキシン(アフラトキン) シアカト・シンB, B, G, 及びGの総 和り を嫌いらじく ー 総アプラトキシン(アフラト・シンB, B, G, 及びGの総 和り を成場いらじく、乾燥りんごを含む食品 別途指示する製造者で製造されたもの に限る。 総アプラトキシン(アフラトキンンB, B, G, 及びGの総 和り を燃料なびらびらの総 フラトキンシに、B, B, G, 及びG。の総 和り カリアクトキシン(アフラトキンシ) シB, B, G, 及びG。の総 和り を燃料なびらの地上 (施物な加工に限み。) ー ペリトキシン(アフラトキンシ) シB, B, G, 及びG。の総 和り を燃料なびらの地上 (情報ないこに限み。) ー フラグリドシン (アンラトキンシン (アンラトキンシン (アンラトキンシン (アンラトキンシン (アンラクタイガー(ウンエビ)を除っ (アンラスタびらの加工品 (アンタイガー(アンラトキンシン (アンラトキンシン (アンラトキンシン (アンラトキンシン (アンラトキンシン (アンラトキンシン (アンラトキンシン (アンラトキンシン (アンラトキンシン (アンラトキンシン (アンラトキンシン (フグ 現場検索の結果、異種フグが発見されたらいに限る。 会権艦別 一 キャッサバ及びその加工品 でためぶんを除く。) - シアン化合物 卵素103によること。 ジアン化合物含有互類 - シアン化合物 卵素103によること。 炭酸素素アンモニウム及びこれを含む食品 に対象がオアンモニウムに限る。 とグタチオナッグを30%以上含有するもの。 に対象る。 APラシン 、お、10次 UCのの能 、お、10次 UCのの能 、おしてメウチオナックと30%以上含有するもの。 要素102によること。 がおたまたUFへの加工品 (存在生を10以上含有するものに限る。) - 数アプラトキンン(アフラトマンアフトマトマルイテオス 、シルド、B、G、G 及 UG・の能 、の)タイプの・チェンルチーズ(注3) 別業指示する製造者で製造されたもの に限る。 ファナア・モノサイ・ゲネス 、別素104によること。 別表104によること。 ナウステルチーズ 別途指示する製造者で製造されたもの に限る。 製売10.5 (人の UG・の能 、シンド、B、G、G 及 UG・の能 、シンド、B、G、G 及 UG・の能 をといカチオナッツ、へ一で ルイ・カンを含む食品 別業指示する製造者で製造されたもの に限る。 製売2によること。 (1) 製売2によること。 (1) 製売を上まること。(1) 製売2によること。(1) 製売2による	### 後書の日本

対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
,,,,,,	カレーリーフ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	エチオン プロフェノホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.3ppm)を超えるエチオン及び基準値(0.01ppm)を超えるプロフェノホスが 検出されるおそれがあるため。
	そば(粉を含む。)	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	ひよこ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	クロルピリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス が検出されるおそれがあるため。
	ケツルアズキ(学名 : Vigna mungo) (粉を含む。)	_	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
インド	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	クロルピリホス テブコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホス 及び基準値(0.01ppm)を超えるテブコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
121	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	_	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	チリペッパー及びレッドペッパー	_	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
	紅茶	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	トウジンビエ(学名: <i>Pennisetum glaucum</i>) (粉を含む。)	_	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし、ターメリック、トウジンビエ、ひまわりの種子、ひよこ豆、 落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	サルモネラ属菌	別表1の4によること。	平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の (3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
	コーヒー豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	2,4ージクロロフェノキシ酢 酸	(1)コンテナによるバルク形態で輸入される 食品については、ロットを代表する任意の1 コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所 から計10kg以上を採取したものを縮分して 1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	
インドネシ ア				(2) (1)以外のものについては、別表1の3によること。		
	ナツメグ	_	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	_	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし、落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
エクアドル	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	2, 4ージクロロフェノキシ酢酸	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-ジクロロフェノキシ酢酸が検出されるおそれがあるため。

別添1 <mark>最終改正日(令和7年10月2</mark>9日)

対象国・地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カナダ	ロブスター (大西洋沿岸で採取されたもので、甲殻内 の肝膵臓及び胃等を含む可食内臓部位に 限る。)及びその加工品	別途指示する輸出者から輸出されたものであって、かつ別途示すカナダ政府 が発行したロブスター管理に係る証明 書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒	別表1の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等 について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検 出されるおそれがあるため。
	亜麻及びその加工品	_	安全性未審査の遺伝子組 換え亜麻(FP967)	令和6年3月28日付け健生食監発0328第2 号「安全性未審査の組換えDNA技術応用 食品の検査方法について」によること。	令和6年3月28日付け健生食監発0328第2号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	安全性未審査遺伝子組換え亜麻 (FP967)が検出されるおそれがあるため。
	豚肉	別途指示する処理場において処理さ れたものを除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	活鰻	別途示す韓国政府が発行したオキソリ ニック酸に係る証明書が添付されてい るものを除く。	オキソリニック酸	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキンリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録養殖場、加工場及び輸出者であって、かつ別途示す韓国 政府が発行したオキシテトラサイクリン 及びエンロフロキサシンに係る証明書 が添付されているものを除く(冷蔵ひら め肉については、韓国政府の養殖ひら めの証明書及び冷蔵ひらめ肉確認証 明書の2枚1組で構成されていること)。	オキシテトラサイクリン エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ及びエンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する養殖業者が出荷した、活 又は生鮮のもの(加熱加工用を除く。) に限る。	クドア・セプテンプンクター タ	別表1の8によること。	平成28年4月27 日付け生食監発0427第3号 「Kudoa seputempunctataの検査法について」による こと。	1.0×10^6 個を超えるクドア・セプテンプンクタータ胞子が検出されるおそれがあるため。
韓国	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	-	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	別表1の5によること。	麻痺性貝毒: 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等 について」によること。 下痢性貝毒: 平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監 発0306第2号「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査に ついて」によること。	規制値(麻痺性貝毒: 4 MU/g、下痢性貝毒: 0.16 mgOA当量/kg)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	生食用アカガイ	別途指示する製造者で処理されたもの に限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介 類の成分規格に適合しないおそれがある ため。
	生食用タイラギガイ	別途指示する製造者で処理されたもの に限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介 類の成分規格に適合しないおそれがある ため。
	青とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者ID の登録がされた輸出者から輸出された 生鮮青とうがらしを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	トマト及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者ID の登録がされた輸出者から輸出された 生鮮トマトを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	ミニトマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者ID の登録がされた輸出者から輸出された 生鮮ミニトマトを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者ID の登録がされた輸出者から輸出された 生鮮まくわうりを除く。	クロルフェナピル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルフェナビ ルが検出されるおそれがあるため。
	キムチ	別途指示する製造者で処理されたもの に限る。	腸管出血性大腸菌O103	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添 「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O 111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそれがあるため。

					最	別添1 終改正日(令和7年10月29日)
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
北朝鮮	ハタハタ	加工品を除く。	鉛片の混入	_	全量について金属探知器による鉛片の混入の有無 を確認すること。	鉛片が混入しているおそれがあるため。
712年7月 無十	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	_	麻痺性貝毒	別表1の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等 について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
コートジボ ワール	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	2, 4ージクロロフェノキシ酢酸	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	
スイス	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
スペイン	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
X-V J	乾燥いちじく	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
スリランカ	うるち米(粉を含む。)	_	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
スリランカ	カカオ豆及びその加工品 (カカオ豆のみを原料とするものに限る。)	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	生食用えび (生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類に限る。)	別途指示する製造者で処理されたもの に限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがある ため。
	ゆでがに (飲食に供する際に加熱を要しないものに 限る。)	別途指示する製造者で処理されたもの に限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ゆでがにの成分規格に適合しないおそれ があるため。
	アカシア及びその加工品(簡易な加工に限 る。)	_	トリアゾホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが 検出されるおそれがあるため。
タイ	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が 添付されているものであって、かつ別 途指示する輸出者から輸出された生鮮 おくらを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が 添付されているものであって、かつ別 途指示する輸出者から輸出された生鮮 グリーンアスパラガスを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	コブミカンの葉及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロフェノホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロフェノホス が検出されるおそれがあるため。

					- A	一終改正日(令和7年10月29日)
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	チリペッパー及びレッドペッパー	-	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
	ドリアン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロシミドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシミドンが 検出されるおそれがあるため。
	ハトムギ		総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 しているおそれがあるため。
	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が 添付されているものであって、かつ別 途指示する輸出者から輸出された生鮮 バナナを除く。	シペルメトリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるシペルメトリン が検出されるおそれがあるため。
タイ	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	生鮮マンゴーにあっては、別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出されたものを除く。 冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーにあっては、別途指示する製造者が製造したもので、かつ別途示すタイ政府が発行したクロルビリホス及びプロビコナゾールに係る証明書が添付されているものを除く。	クロルピリホス プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	
	マンゴスチン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が 添付されているものであって、かつ別 途指示する輸出者から輸出された生鮮 マンゴスチンを除く。	イマザリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるイマザリルが検 出されるおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	豚肉	別途指示する処理場において処理さ れたものを除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途示す台湾農業部漁業署が発行した輸出証明書が添付されているもの除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	鰻及び白焼き鰻: 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。 蒲焼き鰻: 平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2の別紙「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれが あるため。
台湾	切り身のテラピア(イズミダイ) (スモーク品(薫製品)と称しているものを含む。)	現場検査において、鮮紅色を呈することが確認されたものに限る。ただし、平成10年1月16日付け衛乳第6号及び衛 化第1号に基づき一酸化炭素による処理をされていないと判断されたものを 除く。	一酸化炭素	別表1の2によること。	平成25年4月4日付け食安監発0404第3号「鮮魚中の一酸化炭素の検査法について」によること。	一酸化炭素が使用されているおそれがあ るため。
	ウーロン茶及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	カルバリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが 検出されるおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし、花椒、落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。

対象国・地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	イミダクロプリド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるイミダクロプリド が検出されるおそれがあるため。
タンザニア	ごまの種子	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 しているおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を30%以上含有するものに限る。)	_	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品	別途指示する養殖場で養殖及び加工 場で加工されたものであって、別途示 す中国政府が発行したオキソリニック 酸に係る証明書が添付されているもの を除く。	オキソリニック酸	鰻については別表1の4によること。 加工品については別表1の7及び平成19 年8月8日付け食安輸発第0808002号によ ること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキソリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼きに限る。)	別途指示する養殖場で養殖及び加工 場で加工されたものを除く。	スルファジミジン	鰻については別表1の4によること。 加工品については別表1の7及び平成19 年8月8日付け食安輸発第0808002号によ ること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれが あるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたもの に限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがある ため。
	スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれ があるため。
中国	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	麻痺性貝毒については別表1の5に、下痢 性貝毒については別表1の6によること。	麻痺性貝毒: 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等 について」によること。 下痢性貝毒: 平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監 発0306第2号「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査に ついて」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4 MU/g、下痢性貝毒:0.16 mgOA当量/kg)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	いちご及びその加工品(簡易な加工に限 る。)	_	ブピリメート	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるブピリメートが 検出されるおそれがあるため。
	乾燥くこの実	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
	くわい(学名: Sagittaria trifolia) 及びその 加工品 (簡易な加工に限る。)	-	パクロブトラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるパクロブトラ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	ごまの種子	_	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着 しているおそれがあるため。
	しそ及びその加工品 (無加熱のもの、かつ飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。)	別途指示する業者が製造又は輸出し たものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添 「食品からの腸管出血性大腸菌O26、0103、O 111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されている おそれがあるため。

					星	別添1 :終改正日(令和7年10月29日)
対象国・地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	そば(粉を含む。)		ハロキシホップ	(1) 容器包装に入れられたものについては、別表1の3によること。 (2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ①ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15ヵ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。 ②サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。 ③コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるハロキシホップ が検出されるおそれがあるため。
	だいこん類の根及びその加工品(簡易な加工に限る。)	_	チア外キサム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.3ppm)を超えるチアメトキサムが 検出されるおそれがあるため。
	たまねぎ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	チア外キサム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるチアメトキサム が検出されるおそれがあるため。
中国	菜の花(アプラナ科葉菜類の抽苔した花蕾 及び茎葉)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	テブコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	
	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	ジメトモルフ メピコートクロリド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	
	ひまわりの種子及びその加工品 (ひまわりの種子を30%以上含有するもの に限る。)	_	総アフラトキシン (アフラトキ シン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	ブロッコリー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	プロシミドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	加工品にあっては、別途指示する加工 企業のほうれんそう加工品に限る。	エンドリン クロルビリホス	別表1の3によること。	クロルビリホス: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。 エンドリン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホス が検出されるおそれ、エンドリンが検出さ れるおそれがあるため。
		別途指示する加工企業のほうれんそう 加工品に限る。	エンドリン	別表1の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	エンドリンが検出されるおそれがあるた め。
	もろこし(こうりゃん等)	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 しているおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。

					- E	別添1 終改正日(令和7年10月29日)
対象国・地	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
域(注1)	アーモンド、赤とうがらし、花椒、ごまの種子、大豆、ハスの種子、落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	***************************************
中国	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩 及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表1の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
	食品 (平成19年7月6日付け食安発第0706002 号(最終改正:平成30年11月28日付け生 食発1128第4号)に示すもの。)	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	放射線照射	別表1の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線 照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれが あるため。
チリ	ブルーベリー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	テブコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブコナゾー ルが検出されるおそれがあるため。
	ヘーゼルナッツ	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 しているおそれがあるため。
トルコ	乾燥いちじく	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
ナイジェリア	ごまの種子	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着 しているおそれがあるため。
ニジェール	ごまの種子	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着 しているおそれがあるため。
	チリペッパー及びレッドペッパー	_	総アフラトキシン (アフラトキ シン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
ネパール	赤とうがらし、ターメリック、ナツメグ、ひよこ 豆、フェネグリークの種子、落花生を含む 食品	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
パキスタン	チリペッパー及びレッドペッパー	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキンンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
バングラデ シュ	赤とうがらし、ターメリック、ひよこ豆、落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたもの に限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介 類の成分規格に適合しないおそれがある ため。
	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	サルモネラ属菌	別表1の4によること。	平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の(3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
フィリピン	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生 鮮おくらを除く。	テブフェノジド フルアジホップブチル メタミドホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	
	そば	-	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 しているおそれがあるため。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

対象国·地				-1-1-1-1-1-1		(
域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者又は包装者から 輸出された生鮮バナナを除く。	フィプロニル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.005ppm)を超えるフィプロニル が検出されるおそれがあるため。
フィリピン	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すフィリピン政府が発行した証明書が添付されているものであって、 かつ登録輸出者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホス フェントエート	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	
	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
ブラジル	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	_	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
		リステリアに関する政府機関の証明書 が添付されているものを除く。ただし、 別途指示するものを除く。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のも の)タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	腸管出血性大腸菌O103	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添 「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O 111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添 「食品からの腸管出血性大腸菌O26、0103、O 111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されている おそれがあるため。
	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	腸管出血性大腸菌O145	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O 111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O145で汚染されているおそれがあるため。
フランス		別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	腸管出血性大腸菌O157	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O 111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O157で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、0103、O 111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されている おそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	腸管出血性大腸菌O111	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O 111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O111で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	リステリア・モ <i>ノ</i> サイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため及びリステリア・モノサイトゲネスに高度に汚染されているおそれがあるため。
ブルキナ ファソ	ごまの種子	_	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが $10\mu\mathrm{g/kg}$ を超えて付着しているおそれがあるため。
	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
米国	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品 (加熱せずに食するものに限る。)(注3)	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のも の)タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	リステリア・モノサイトケイス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	
	アーモンド	別途指示する包装者から輸出されたも のであって、別途示す各条件を満たす ものを除く。	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 しているおそれがあるため。

別添1 <mark>最終改正日(令和7年10月29日)</mark>

分色 园. 地		T		T		於以正日(市和7年10月29日)
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
米国	とうもろこし(粉を含む。 甘味種を除く。)		総アフラトキシン (アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	(1)容器包装に入れられたものについては、別表2によること。 (2)本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ①ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15ヵ所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。(注2) ②サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体とする。 ③コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体とする。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」又は平成23年8月16日付け食安監発0816第7号「トウモロコシ中の総アフラトキシンの試験法について」に示す簡易測定装置を用いた試験法によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	乾燥なつめやし	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを10%以上含有するもの に限る。)	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)	_	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
	食品 (平成19年7月6日付け食安発第0706002 号(最終改正:平成30年11月28日付け生 食発1128第4号)に示すもの。)	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	放射線照射	別表1の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線 照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれが あるため。
	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれ があるため。
	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	ドキシサイクリン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	ドキシサイクリンが残留しているおそれが あるため。
ベトナム	カエル及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	エンロフロキサシン フラゾリドン	別表1の4によること。	エンロフロキサシン: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。 フラグリドン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	エンロフロキサシン及びフラゾリドンが残留しているおそれがあるため。
	かわはぎ及びその加工品	_	クロラムフェニコール	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそ れがあるため。
	水産食品 (無加熱で摂取されるもの又は国内において十分な加熱(70℃1分又はこれと同等以上)を経た上で販売されることが確認できないものに限る。)	別途指示する業者が製造又は輸出したものに限る。	赤痢菌	別表1の5によること。	平成14年1月9日付け事務連絡「赤痢菌の試験法に ついて」によること。	赤痢菌で汚染されているおそれがあるた め。

					東於以正日(令和7年10月29日)		
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由	
	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	エトキサゾール プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。		
	カラマンシー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロフェノホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロフェノホス が検出されるおそれがあるため。	
	きだちとうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	トリシクラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾー ルが検出されるおそれがあるため。	
	ドリアン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロシミドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシミドンが 検出されるおそれがあるため。	
	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	1	ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。	
ベトナム	ライムの葉及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	パクロブトラゾール プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるパクロプトラ ゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるプ ロピコナゾールが検出されるおそれがある ため。	
	リュウガン(ロンガン)の実及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		トリシクラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾー ルが検出されるおそれがあるため。	
	レイン(ライチ)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		トリシクラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾー ルが検出されるおそれがあるため。	
	アーモンド、赤とうがらし、くるみ、とうもろこ し(甘味種を除く。)を含む食品	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。	
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩 及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	サイクラミン酸	別表1の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。	
ベネズエラ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	2, 4ージクロロフェノキシ酢酸	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4ージクロロフェノキシ酢酸が検出されるおそれがあるため。	
ペルー	ブラジルナッツ	1	総アフラトキシン(アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが $10\mu\mathrm{g/kg}$ を超えて付着しているおそれがあるため。	
₹IJ	ごまの種子		総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが $10\mu\mathrm{g/kg}$ を超えて付着しているおそれがあるため。	
ミャンマー	緑豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	チア外キサム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるチアメトキサム が検出されるおそれがあるため。	
-12 A.	赤とうがらしを含む食品	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	総アフラトキシン (アフラトキシン B_1 、 B_2 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。	
モザンビー ク	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	_	カルバリル チアメトキサム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。		

(注1)当該国以外から輸出されたものを含む。

(注2)各検体について総アフラトキシンの検査を実施し、1検体でも $10 \mu g/kg$ を超える検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。

(注3) MFFBとは、脂肪以外のチーズ重量中の水分含量(%)を指し、次式で求められる。 MFFB (percentage Moisture on a Fat-Free-Basis) = チーズの水分重量 / (チーズの重量 - チーズの脂肪重量) × 100